

◎ 東京都公安委員会告示第 410 号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成 18 年 4 月 19 日東京都公安委員会規則第 7 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項ただし書、第 5 条ただし書、第 7 条第 1 項並びに第 8 条第 2 号の規定に基づき、電子情報処理組織による申請等及び処分通知等に関する事項を次のように定める。

令和 7 年 11 月 28 日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

1 申請等を行う者の使用に係る電子計算機の技術的基準

規則第 4 条第 1 項に規定する申請等を行う者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、東京都公安委員会、警視総監又は警察署長（以下「公安委員会等」という。）の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものであることとする。

2 規則第 4 条第 3 項の規定に基づき東京都公安委員会が別に定める事項

規則第 4 条第 3 項に基づき申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載され、又は記載すべき事項をデジタルカメラ、スキャナその他の画像読取装置を用いてファイルに記録して入力するときは、当該申請等を行う者は、当該ファイルに当該情報を記録した日時を記録しなければならない。

3 規則第 4 条第 4 項ただし書に規定する東京都公安委員会が別に定める方法

規則第 4 条第 4 項ただし書に規定する東京都公安委員

会が別に定める方法は、申請等の性質に照らして適切な措置として公安委員会等が指定する次の各号に掲げるいずれかの方法とする。

- (1) 申請等を行う者の識別符号（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）第 2 条第 2 項に規定する識別符号をいう。）を入力する方法
- (2) 公安委員会等が記録している申請等を行う者しか知り得ない事項その他の当該申請等を行う者を特定するために必要な事項を入力する方法

4 規則第 5 条ただし書に規定する東京都公安委員会が別に定める方法

規則第 5 条ただし書に規定する東京都公安委員会が別に定める方法は、申請等の性質に照らして適切な措置であると公安委員会等が指定する場合において、規則第 4 条第 2 項の規定により氏名又は名称を入力し、又は送信する方法とする。

5 処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準

規則第 7 条第 1 項に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものであることとする。

6 公安委員会等が行う処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により受けることを希望する旨を届け出る方法

規則第 8 条第 2 号に規定する電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の

届出は、規則第4条第1項に規定する方法により公安委員会等に行うものとする。

附 則

この告示は、令和7年12月15日から施行する。